（表示等）

第八条　認定事業者等は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。

一　当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨

二　認定番号

三　当該収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

2　認定事業者等は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）を備え付けるものとする。

一　当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第十条第二項第六号に規定する者である旨

二　運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（変更に係る認定の申請）

第九条　法第十一条第一項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第十条　法第十一条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第十条第二項第六号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの

イ　氏名又は名称の変更

ロ　使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの

二　法第十条第二項第七号に掲げる施設の変更

三　法第十条第二項第八号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（軽微な変更の届出）

第十一条　法第十一条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（氏名等の変更の届出）

第十二条　法第十一条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（廃止の届出）

第十三条　認定事業者は、当該認定に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（認定事業者が使用済小型電子機器等の引取りを拒める正当な理由）

第十四条　法第十二条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。

二　当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者等が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。

三　当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。

四　当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

（報告）

第十五条　認定事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　次に掲げる数量又は重量

イ　当該一年間に引き取った使用済小型電子機器等の数量

ロ　当該一年間に引き取った携帯電話端末及びＰＨＳ端末並びにパーソナルコンピュータの数量

ハ　当該一年間に回収した密閉形蓄電池等の数量及びフロン類の重量

ニ　当該一年間に使用済小型電子機器等の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量

ホ　使用済小型電子機器等の再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量

（権限の委任）

第十六条　法第十六条及び第十七条第一項の規定による環境大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第十六条及び第十七条第一項の規定による経済産業大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（身分を示す証明書）

第十七条　法第十七条第二項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。